みんなの力で安全で快適なまちづくり

桑名市狭あい道路整備等促進事業



桑名市

事業の目的は？



狭あい道路（※）は、十分な幅員がある道路に比べて車や人がすれ違う際の危険性が高く、緊急時の避難・救助活動や消火活動が遅れる原因になってしまうことがあります。また、日常生活においても、日当たりや風通し等に悪影響を与えてしまうことがあります。

この事業は、狭あい道路の解消のためにご協力いただく方に工事費や測量費の一部を助成することで狭あい道路の解消を促進し、まちの安全性や快適性を向上させることを目的としています。

「狭あい道路」ってどんな道路？

この事業では、幅員が４m未満の２項道路(※)などのうち、市が所有して管理している道路のことを「狭あい道路」っていうのよ。

道路が狭いと、車や人がすれ違う時に危ない思いをしたり、お家の日当たり風通しが悪くなるだけじゃなくて、火事や地震など災害があった時に、避難・救助活動や消火活動が難しくなることもあるの。だから道路を広げることはとても大切なのよ。



※「2 項道路」とは・・・建築基準法第 42 条第 2 項の規定によって桑名市が指定した道路。建築基準法の道路の規定が適用されるに至った際に既に家が建ち並んでいた幅員が 1.8m 以上 4m未満の道路のうち、桑名市が指定したもの。
建築基準法では、幅員 4m以上の道路に接していない土地では家などを建てることができませんが、2 項道路に接している場合は、原則として道路の中心から２m後退すれば建築物を建てることができるようになります。2 項道路の確認は、建築指導係（℡２４－１２９５）までお問い合わせください。

事業に協力するメリットは？

この事業に協力していただくと、お住まいの地域の安全性が高まるだけでなく、工事費や測量費などの一部について助成を受けられます。

狭あい道路に接する土地で建築物を建てようとする場合、この事業への協力に関係なく、道路の中心から２mの敷地にある門塀などは全て自費で移設や除却しなければなりませんが、この事業に協力していただければ費用の一部について補助金等の交付が受けられます。

☆ お住まいの地域の安全性や快適さが向上します。
☆ 補助金等の交付が受けられます。
【注意！】条件によって補助金等の支給対象にならないことがあります。

事業に協力すると側溝やガードレールなども整備してもらえるの？

はじめから道路に設置されていた側溝やガードレールは、用地の寄附が終わったら桑名市が移設していくよ。工事の時期や順番は、予算の都合などで用地の寄附から時間がかかることがあるよ。
※移設以外で側溝やガードレールを新たに整備することはありません。



補助金等の支給対象は？

この事業では、狭あい道路の解消を目的として行われる測量・除却工事・分筆登記等に要する費用の一部を助成します。

助成の対象となる行為

この事業では、狭あい道路解消のために道路用地として桑名市に無償で寄附をしていただく『整備の対象となる道路(※)と後退線の間の用地』や、『整備の対象となる道路が１２０度未満の角度で交わる敷地の角部分（隅切り用地）』で行われる次の行為について、その費用の一部を助成します。

- 支障物件の除却
- 測量・分筆登記

※『整備の対象となる道路』は・・・桑名市が所有し管理する幅員が４m未満の道路で、次のいずれかに該当する道路に限られます。

- 建築基準法第４２条第２項に該当する道路。
- 道路法第３条第４号に規定する道路。
- その他市長が必要と認めた道路。

≪参考例≫

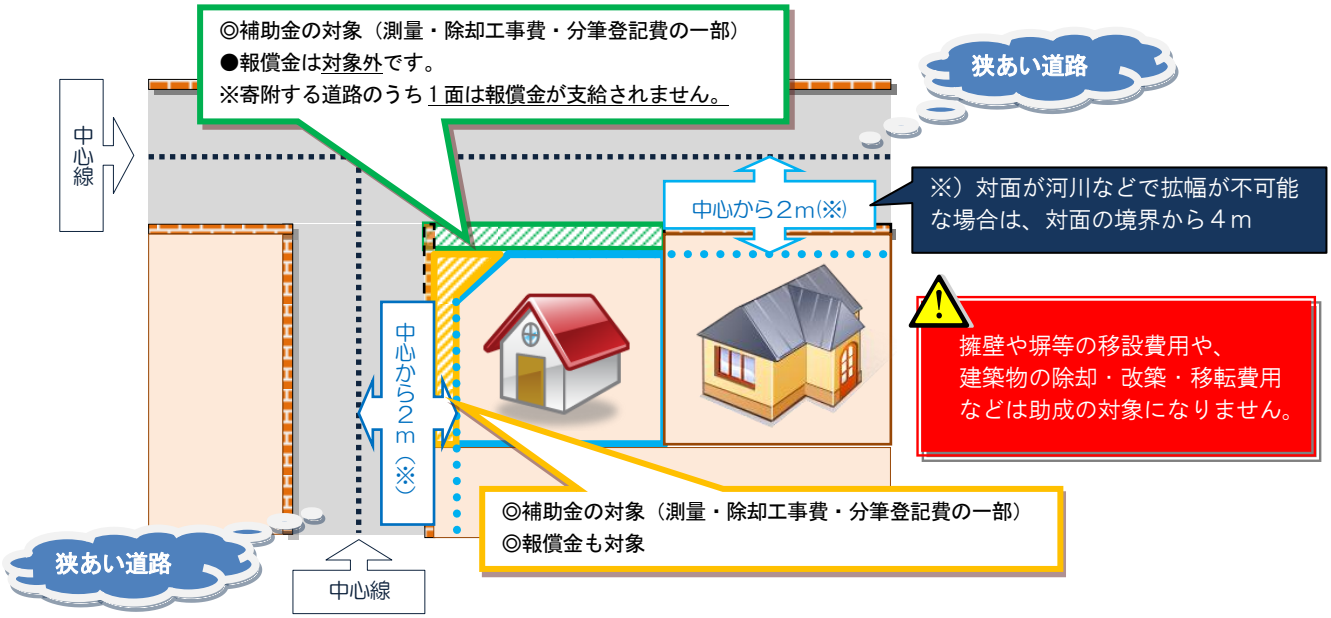

補助金等の交付対象にならない代表的な例は？

次の場合などは、補助金等の交付対象にならないから注意してね。

- 用地を無償で市に寄附していただけない場合
- 市が所有・管理していない私道などを拡幅する場合
- 既に４m以上の幅員がある道路を拡幅する場合
- 道路中心線から２mの拡幅をされない場合

（※対面が河川などで拡幅が不可能な場合で、対面の境界から４mの拡幅をされない場合）

- 自己用住宅以外の開発行為(都市計画法第 29 条)のために道路を拡幅する場合
- 事前協議などの手続きをせずに除却工事や分筆などを行った場合

※上記以外でも対象にならない場合があります。詳細は窓口でご確認ください。

補助金等の種別と限度額は？

この事業には、「補助金」と「報償金」の２種類の助成があり、それぞれに支給条件等が定められています。補助金の支給対象は、前頁及び下表に記載のとおりですが、報償金は「複数の道路に接する敷地において、敷地の ２ 面以上が４m以上の道路に接するように用地を寄附する場合」に限定されるなど、細かい条件があります。詳しくは事前相談の際に確認してください。



過去に、道路を拡幅する為の測量や工事をしたよ。
さかのぼって補助金等を支給してくれない？



補助金等を交付するためには、かならず事前協議や審査などの手続きが必要なの。だから、既に終わっているものや、手続きをせずに測量や工事などをしても補助金等は交付できないわ。

補助金等の種別と限度額

補助金等の種別と限度額は下表のとおりです。

権利の帰属		申請者への補助金等（限度額）		
		測量費（１２万円） 分筆登記費（3万円）	除却工事費等（1/2かつ50万円）	報償金（路線価）
①	市に寄附	○	○　注１）	○　注２）
②	①以外	×	×	×

注１）「移設にかかる費用」や「建築物の除却や改築などにかかる費用」は、対象外です。
なお、消費税は「課税対象業者ではない個人」の場合は工事費等に含むことができます。

注２）複数の道路に接する敷地において、敷地の２面以上が４m以上の道路に接するように用地を寄附する場合に限ります。



測量や除却工事を業者に委託する場合は、必ず契約書が必要なの？



契約書が必要だよ。業者とのトラブルを避けるためにも契約は必要だよ。



除却した擁壁を移設する工事の費用は補助金等の対象にならないの？



擁壁や塀などを新設や移設する工事にかかる費用は補助金の対象にならないわ。
また、家や倉庫などの建築物は除却費も含めて全て補助の対象にならないから注意してね。



補助金や報償金には課税されるの？



課税の対象になるよ。詳しくは税務課市民税係（TEL：0594-24-1149）で確認してね。

手続きのながれは？

補助金等の交付を受けるには、次の手続きが必要です。事前相談以下の手続きをせずに測量や工事及び寄附などを行った場合などは助成の対象になりませんので、ご注意ください。

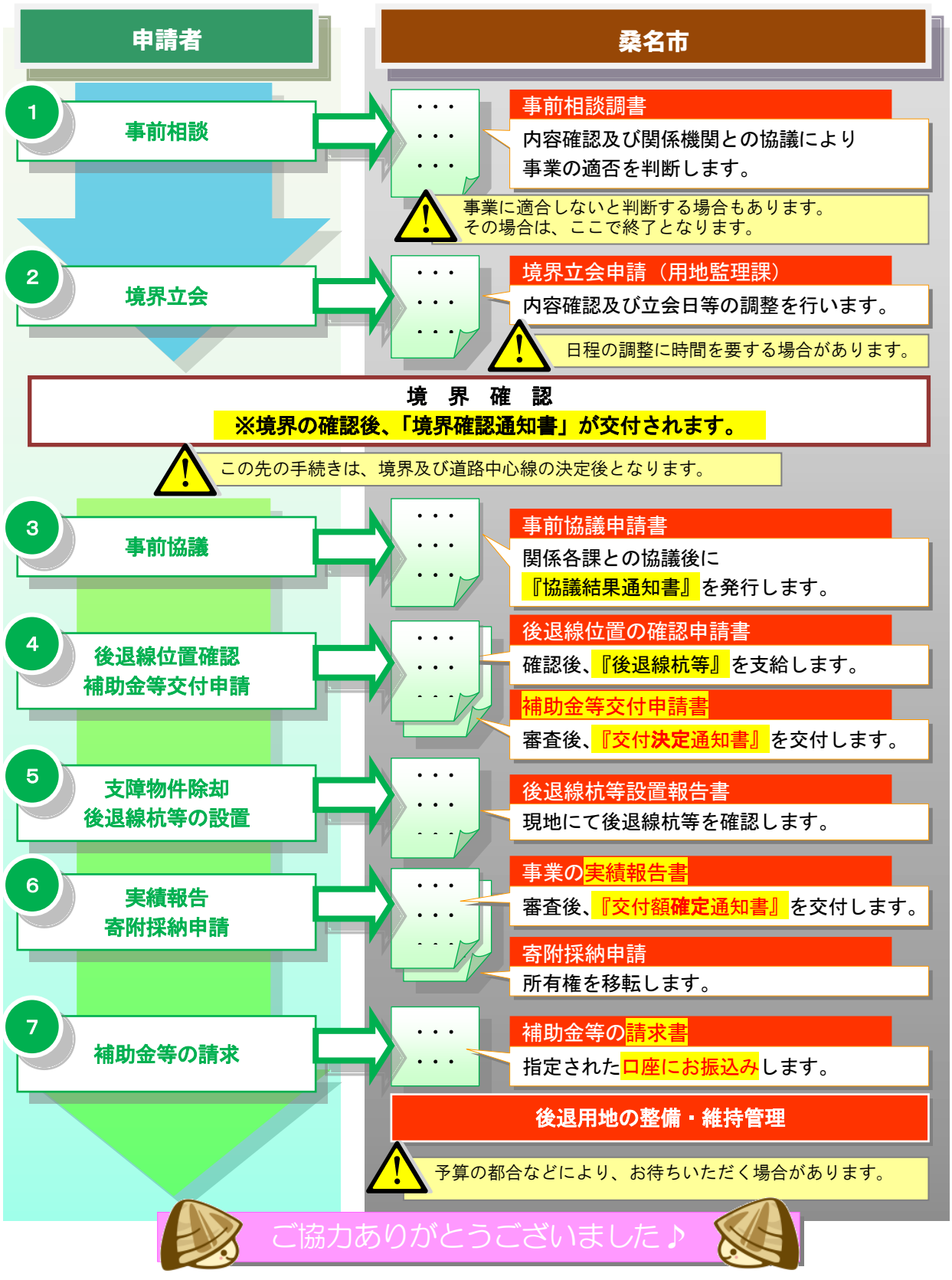

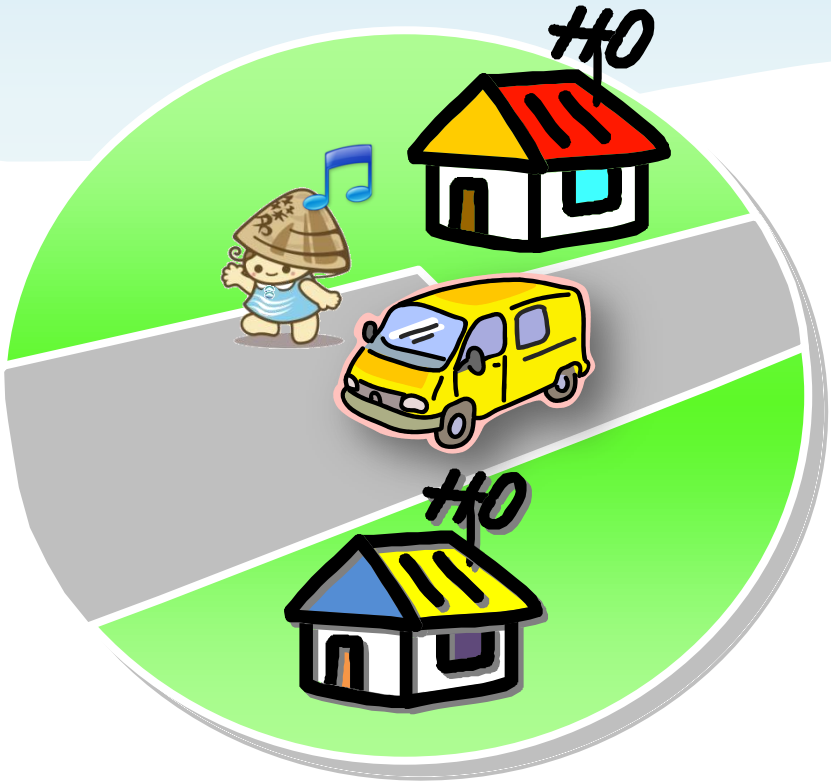

この事業へのお問合わせは

都市整備部　建築開発課　道路整備係（桑名市役所４階）

ＴＥＬ：：０５９４－２４－１２０９　／　ＦＡＸ：０５９４－２４－３２８７

Ｅ-ＭＡＩＬ：ｋｅｎｃｈｉｋａｉｍ@ｃｉｔｙ．ｋｕｗａｎａ．ｌｇ．ｊｐ